

林業安全コラム

当たり前の事を
ばかにしないで ちゃんとやる
安全のABC

○労働安全の確保について

労働安全の確保につきまして、都道府県、関係団体、林業経営体の皆さんにおかれては、日々、労働災害発生防止のためご努力いただいていることと思います。先般、「大雨や台風等の時期における労働安全の確保について」（令和3年5月25日付け3林政経第136号経営課長通知）を都道府県に対して発出させていただいたところです。この通知では、



①近年、梅雨前線の活発化による大雨災害の多発化に加え、梅雨入りが例年より早かったこと。

②昨今の外国産材輸入減少による国産材の需要の高まりからの林業経営体の木材生産活動の活発化等の情勢を踏まえ、この時期の伐木作業等における労働災害防止対策を周知し、引き続き労働安全の確保について万全を期すようお願いを申し上げたところです。

以下については、別途、大雨・強風時の作業における注意点を補足させていただきますので、引き続きの周知をお願いします。

これから、雨の季節に入ります。林業の現場は奥地や標高の高いところにあり、山岳地では急な天候の変化も起こりえます。大雨による視界不良や突然の強風によって、伐倒木が予定した方向へ倒れないことへの注意が必要です。雨の際には受け口を十分確認する、風がある場合にはつるを効かせて、必ずくさびを用いて伐倒しましょう。

また、かかり木となった木が風によって外れて落ちることもあります。かかり木の早めの処理や早急に処理できない場合には、立ち入り禁止措置を講じるなどの対策も必要となってきます。

車両系林業機械の使用については、下記の※のとおり、悪天候時の作業の禁止が労働安全衛生規則でも規定されています。降雨時の作業は、路網が滑りやすくなる、フォワーダ運材中の荷が雨で滑って落下する、路網が重量物のために痛みやすくなり、路肩が崩れて転落の危険性が出てくるなどの災害発生にも十分注意をして作業を行ってください。

もしものことを想定し、事前に対策を行っていることが労働安全の確保につながります。各林業経営体におかれては、降雨期の施業について、事前に作業員の体調管理や作業内容の事前ミーティングを実施して、災害防止の準備を怠りなく活動するように心がけてください。

※労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

（悪天候時の作業禁止）

第一百五十一条の百六 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、車両系木材伐出機械を用いる作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

※「悪天候時の作業禁止」については、車両系木材伐出機械の外に「機械集材装置及び運搬索道」、「簡易架線集材装置」、「造林等の作業の実施」についても同様の規則があります。

○令和2年の林業労働災害発生状況について

厚生労働省から令和2年の労働災害発生状況について、公表がありました。

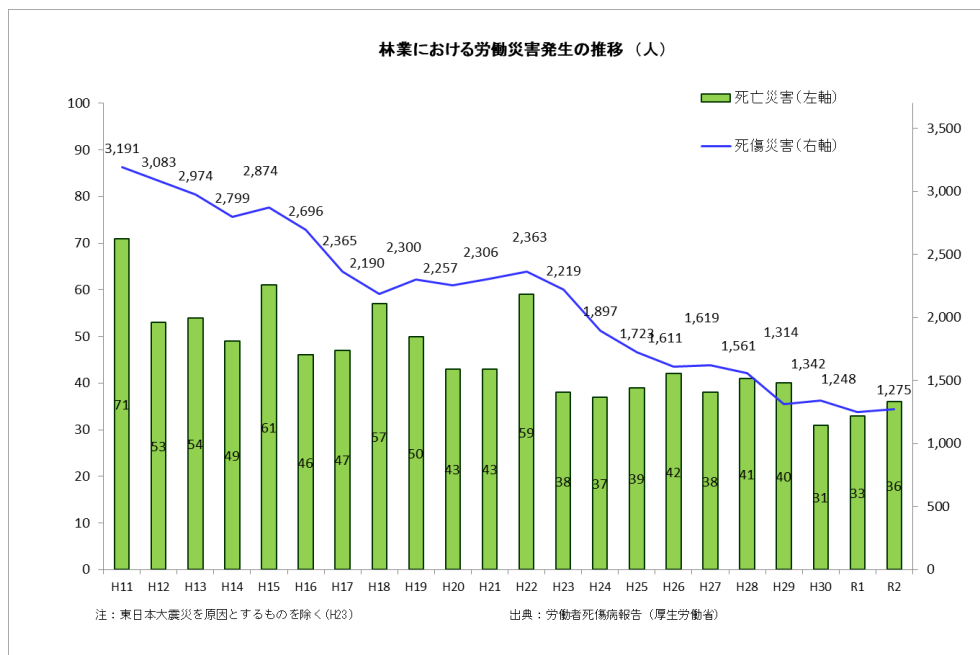
令和2年の林業における死亡者数は36名（令和元年比3名増）、死傷者数は1,275名（令和元年比27名増）となっています。林業における死亡者数及び死傷者数は、ともに年々減少傾向にあるところですが、近年は、ほぼ横ばいであり、令和2年に至っては前年より増加するという結果となりました。

また、厚生労働省の「第13次労働災害防止計画」では、令和4年度までに平成29年と比較して死亡者数を34人以下、死傷者数を1,248人以下にする目標を立てているところですが、令和2年においては達成されない結果となっております。

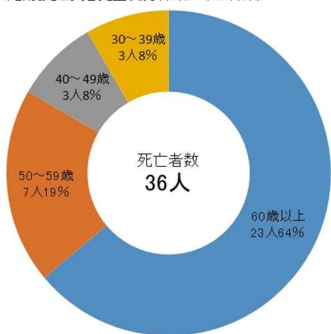
死亡事故の発生原因としては、作業種別で伐木作業中が最も多く20名となっており、全体に占める割合は57%となっています。また、死亡事故を年齢別で見ると、50歳以上が30名と全体の83%を占めています。死傷災害についても、チェーンソーを使用した伐木作業中の災害が多数を占めています。

なお、一人親方や事業主等の労働者以外の死亡者数は令和2年に6名となっており、令和元年からは4名減となっております。

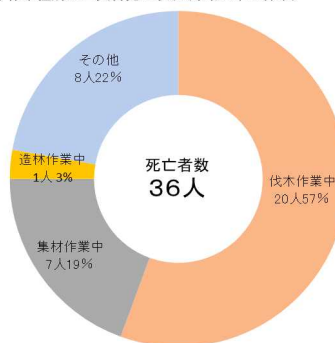
詳しくは、林野庁HPに掲載しておりますのでご確認ください。
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/anzen/iti.html>



(図1) 年齢別死亡災害発生状況(令和2年の林業)



(図2) 作業種別死亡災害発生状況(令和2年の林業)



○林業労働力強化対策事業実施中

林野庁令和2年度補正予算「林業労働力強化対策事業」の助成対象となる林業経営体等の公募を実施中です。

この事業は林業労働安全衛生装備・装置の導入と研修の実施に対して、経費の1/2を補助するものです。地域事情にマッチした作業の安全性向上や作業環境の改善につながる装備・装置の導入と研修をセットで進めることにより、職場環境の改善と新規就業者の確保・定着を図ることを目的に、道府県が定める「体質強化計画」の原木安定供給計画に参画している林業経営体が助成対象となっています。

詳細は事業実施主体である(株)森林環境リアルイズのホームページをご確認下さい。

<https://www.f-realize.co.jp/anzenr03/>

体質強化計画に参画する経営体等の皆さまへ

安全衛生装備・装置の導入+
安全衛生に関する研修費用を

50%

補助します!

安全で衛生的な職場づくりを通じた林業労働力の確保に向けた取り組みを支援します。
 体質強化計画に参画する経営体等を対象に。
安全衛生装備・装置の導入と研修経費をセットで補助します。

・一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

・林退共制度は掛金の税法上の優遇措置や国や自治体等の補助などがありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。

・労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

(お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局
 TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-sosei.org)

林野庁
林業労働・経営対策室
労働安全衛生班
 TEL:03-3502-1629